

後期高齢者医療制度 平成26・27年度 保険料のお知らせ

●問い合わせ 保健医療課国保室
☎53-2111 (内線252)

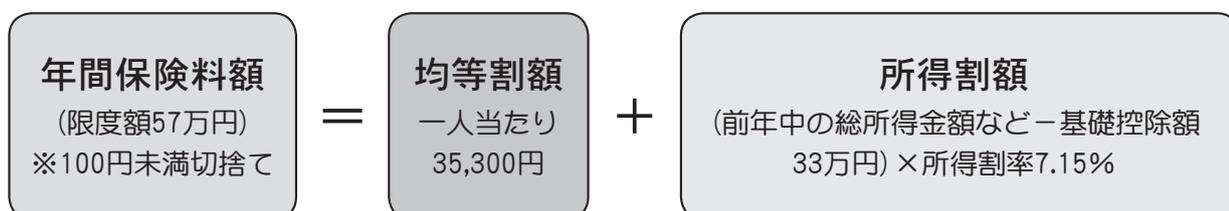
1 平成26・27年度の保険料率を据え置きます

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直しを行います。平成26・27年度の保険料率について、新潟県後期高齢者医療広域連合では、加入者の負担をできる限り抑えるため、新潟県後期高齢者医療広域連合と新潟県に積み立てられた基金を活用することにより、保険料率を据え置きました。

所得割率	7.15%
均等割額(年間)	35,300円

※1人当たりの賦課限度額は、中低所得者の保険料負担の軽減を目的として、平成26年度以降55万円から57万円に引き上げとなります

■1人あたりの保険料の計算方法



2 保険料の軽減

○均等割額の軽減

世帯の加入者全員と世帯主(加入者でない方も含む)の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。また、軽減割合が5割および2割の世帯の対象が拡充されました。

- 【拡充内容】
- ・5割軽減の世帯…24万5千円を乗ずる加入者の範囲に世帯主の加入者を含めることになりました。
 - ・2割軽減の世帯…加入者数に乗ずる金額が35万円から45万円に引き上げられました。

世帯の加入者と世帯主の所得状況	軽減後の均等割額	軽減割合
所得の合計額が33万円以下で、かつ加入者全員が年金収入80万円以下の世帯(他に所得なし)	3,530円	9割
所得の合計額が33万円以下の世帯	5,295円	8.5割
所得の合計額が33万円 + (加入者数 × 24万5千円) 以下の世帯	17,650円	5割
所得の合計額が33万円 + (加入者数 × 45万円) 以下の世帯	28,240円	2割

○所得割額の軽減

加入者個人の所得状況に応じて「所得割額」が軽減されます。

加入者個人の所得状況	軽減割合
保険料算定のもととなる所得金額が58万円以下の人 (総所得金額等 - 基礎控除額33万円 = 58万円以下) ※年金収入のみの場合は、年額211万円以下	5割

○会社の健康保険など、制度加入前日まで被用者保険の被扶養者だった人への軽減

制度加入前日において、保険料負担のなかった被用者保険の被扶養者であった人は、均等割額が9割軽減され、所得割額はかかりません。被扶養者であった人の年間保険料額は、3,500円になります。